

六・七世紀の「大兄」

篠川 賢

はじめに

『日本書紀』には、六・七世紀の王族の名（通称）の一部、ないし通称そのものとして、「大兄」の呼称が散見される。この大兄については、井上光貞氏によつて王位繼承上の制度的呼称とする見解が示されて以来、活発な議論が行われてきている。

大兄を称する人物に共通する点は、同母兄弟中の長子、ないしは唯一子であるという点であり、大兄が本来、長子を意味する語であることには、ほとんど異論はみとめられ

ない。『日本書紀』の古訓によれば、大兄はオホエともオヒネ（オホヒネ）とも訓まれるが、いずれの訓みに従つても、それは兄弟中の最年長者を意味する語と考えられる。また漢語としての「大兄」の語義からも、そのようにみて間違いないであろう。⁽³⁾

今日、大兄は単なる長子を意味する呼称にすぎないのか、あるいはそれに加えて何らかの意味をもつ呼称なのかといふ点で、まず見解はわかるが、後者の立場をとる場合、さらにいくつかの見解にわかっている。

筆者は別稿において、六・七世紀の王位繼承は、河内祥輔氏の説かれたとおり、大王と前大王の女との近親婚によ

る所生子が次の大王になるという、特殊な父子直系繼承を

原則としており、それは大王・大后（前大王の女）・太子（大王と大后的近親婚による所生子）の三者によつて王權が分掌されるという、当時の王權の基本的形態と一体のものとして存在していた、と考えられることを論じた。ただその際大兄については、紙数の都合上、それを王位繼承にかかわる制度的呼称とみることはできないとの私見を、結論的に述べるに留めざるを得なかつた。本稿では、改めて大兄の問題を取り上げることによつて、別稿の不備を補うことにしてみたい。

一、「大兄」の用例と用法

これまでの議論において紹介してきた「大兄」の用例は、表①に示したとおりである。このうち(1)～(17)(22)の八例の「大兄」は、高句麗の官位の一つである大兄（タイケイ）を指しており、長子を意味する大兄の用例からは除外することができる。これらを除いた二十例について、その用法は、大きく二つにわけられるであろう。一つは、名（通称）の一部、ないし名そのものとしての用法であり、いま一つ

は、長子を意味する統柄表記としての用法である。

(1)～(10)(19)(20)(23)は明らかに前者の用例であり、(2)の最兄坐

之宇遅古命も、これは「大兄」と記すのではなく「最兄」をオホエと訓む例であるが、同様に考えてよいと思われる。ただしこれらの中には「オホエ」という地名の借訓として、

「大兄」が用いられている例も含まれている。(3)の大兄去來穗別尊がその例であることは、直木孝次郎氏の指摘され

たとおりであり、(2)の「最兄」もおそらく地名であろう。

(2)の彦人大兄も、『古事記』に大江王・大枝王につくることからすると、同様の例とみられるが、この彦人大兄は、

(1)の日子人之大兄王と同一人物とも考えられ、記紀の系譜に混乱がみとめられる。また(1)(2)とも、その実在性は疑問

である。(1)(2)(3)(21)は、地名の借訓かそうでないにしても実在が疑われる例であり、やはり大兄の実例からは除外して考へよいであろう。これまでの議論においても、そのようすに判断されている。

(23)の大兄彦君の「大兄」は、地名の借訓か長子を意味する大兄か判然としない例である。これは『先代旧事本紀』国造本紀の加我国造条に、「泊瀬朝倉御代。三尾君祖石撞別命四世孫大兄彦君。定『賜国造』」とみえるものであり、

表①

ここにいう石撞別命は、『古事記』に石衝別王、『日本書紀』に磐衝別命につくり、垂仁天皇の皇子で同じく三尾君の祖と伝えられている。国造本紀の国造設置時期についての記載は信憑性に欠け⁽⁸⁾、大兄彦君を泊瀬朝倉朝（雄略朝）の人物とすることには問題が多いが、国造本紀の系譜部分は、原則として六世紀中頃から後半にかけて成立した系譜を伝えたものと考えられるのであり、一概にその史料性を否定することはできない。大兄彦君の「大兄」が地名の借訓でないとするならば、この例は、六世紀段階において、王族以外の人物にも長子を意味する大兄の呼称が用いられた可能性を示す例、ということになろう。

残りの(18)(24)～(28)は、後者の用例（大兄が続柄表記として用いられている例）と考えられる。このうち(18)の其大兄刀羅古首は、名としての用例である⁽¹⁹⁾の秦大兄、(20)の別大兄とともに、「大兄制」否定論者によつて注目されてきた例であり、七世紀末以降は、大兄が王族（皇族）以外の人物に對して広く用いられたことを示している。同時にこの時期になると、皇族に対する大兄の称は、(24)の大枝謂「大兄」也の「大兄」が、具体的には惟喬親王（文德天皇と紀靜子との長子）を指しているのを除き、史料上からはみえなくなる。

また(25)(26)の『将門記』にみえる「大兄」については、これを紹介された荒木敏夫氏によつて、「続柄表記としての意味のみにとどまらない」、「一族の長たる地位を表わす意味を随伴」する用例として注意されている。⁽¹⁰⁾荒木氏は、(25)の大兄之介について、高望王の次男ないし三男であった平良兼が「大兄之介」と称されたのは、長男の国香や次男ないし三男の良持（良茂）が死去した後の、実質上長子たる位置にあつた時のことであり、この時の良兼が「姻姪之長」と自称していることから、こうした位置にあつた良兼が「大兄之介」と称されたとされる。そして(26)の将門の大兄將頼については、將頼は将門の弟であるが、「将門之大兄」と記されるのは將門の死後であり、この場合も、実質上の長子となり一族の長となつた將頼が、「将門之大兄」と記されたとされる。つまり荒木氏は、生得的な長子でなくとも、實質上長子となり宗主權を継承した人物については、それを大兄と称することがあつたとされるのである。また(28)の雖レ為「外舅」只如「大兄」の「大兄」については、「中右記」筆者の藤原宗忠が、外舅にあたる藤原有定を「大兄」と呼んでおり、この場合は、「同輩、又は年長者を呼ぶ稱」（諸橋轍次『大漢和辞典』大兄の項）としての用例であつて、や

はり生得的な長子でない人物に對して大兄が用いられた例である、とされている。

しかし、こうした解釈には、すでに寺西貞弘氏による批判がある⁽¹⁾とおり、疑問とすべき点が含まれている。まず⁽²⁸⁾の例は、宗忠が外舅の有定の計報に接し、「雖レ為^フ外舅」、只如「大兄」として悲しんだというのであるから、この場合の「大兄」も、長子（長兄）を意味する語としての用例にほかならない。また寺西氏は、⁽²⁵⁾について、これは「大兄」の「介」とわけて解すべきであり、大兄である国香に次ぐものの意味であろうとされ、⁽²⁶⁾の将門之大兄將頼について、従来の『將門記』の注釈書にいうとおり、「將門之大兄將國」（將國は將門の長男）の誤りとみるべきであるとされる。これらの点について、長子でないものを大兄と称した例が他に存在しないことからして、寺西氏の見解を妥当とするべきと考える。

ただし、⁽²⁵⁾の大兄之介については、これを大兄である国香に次ぐものの意味に解したとしても、この場合の「大兄」には、荒木氏のいわれたとおり、「一族の長たる地位を表わす意味」が含まれているといえよう。良兼が「姻姪之長」と自称するようになつた段階で「大兄」の「介」と称され

ている点は、やはり注意されるのである。

『將門記』の「大兄」に宗主權の繼承にかかる用例がみられるからといって、直ちにそれをすべての「大兄」に敷衍させることはできないが、大平聰氏の指摘された⁽¹³⁾『北史』新羅傳に「新婦之夕、女先挙^フ舅姑、次即挙^フ大兄・夫」とある「大兄」も、五・六世紀の新羅の例ではあるが、宗主權にかかる「大兄」の用例と考えられるものである。

二、「大兄」と長子

さて、大兄が本来、長子を意味する語であるならば、六・七世紀の王族にみえる大兄について考える場合も、まずはこの時期の王族中の長子全体に目を向ける必要があろう。大兄と称された王族の実例は、(4)の勾大兄皇子にはじまり、(10)の中大兄皇子に終わるが、この間の世代の王族のうち、長子（および唯一子）と伝えられる人物を列記したのが表②である。

この表から明らかに、大兄を称するのは三十二例中の七例にすぎず、全体の四分の一にも満たない。またここで注意されるのは、系譜記事にのみその名がみえ、具体

2

(3)(2) 4 7 11 は『古事記』では長子とされていらない。
5 7 14 17 26には姉がある。

書紀11は『古事記』では長子とされてしまい。

①書記22章24は「古事記」28は「上古聖德法法」
こによる。

的な行動が何ら伝えられていない長子、つまりさほど有力であったとは思われない長子は、すべて大兄の呼称をもたないという点である。

これに対し、大兄を称するのはいすれも有力な長子であり、しかもそのほとんどが王位継承にかかわったことが指摘できる。すなわち、勾大兄皇子（安閑）、大兄皇子（用明）、中大兄皇子（天智）は、実際に王位についた例であり、山背大兄王、古人大兄皇子は、王位にはつかなかつたものの、王位継承候補者とみなされていたことは明らかである。また箭田珠勝大兄皇子は、『日本書紀』にとくに薨去記事が載せられており（欽明十三年四月条）、その二年後に渟中

倉太珠敷尊（敏達）の立太子記事があることからすると、『日本書紀』においては、本来「皇太子」に立てられるべき人物であったと認識されているといえよう。そして押坂彦人大兄皇子については、物部守屋討滅事件に際して、はじめ穴穂部皇子・物部守屋の側につこうとした中臣勝海が、「遂作太子彦人皇子像与竹田皇子像厭之。俄而知事難レ済、帰附彦人皇子於水派宮」（用明二年四月丙午条）とあることが注意される。この記事から直ちに彦人大兄が王位継承候補者であったとみることはできないか。有力な王

族であったことは明らかであろう。このような、長子全体の中での大兄の用いられ方からするとならば、大兄を単なる長子の呼称にすぎないとみるのは、正しくないと考えられる。記紀において、長子を意味する続柄表記として「大兄」が用いられるることはなく、その場合は「長」・「長子」といった表記がとられていることも、この時期の大兄が単なる長子を意味する語ではなかつたことを示すものであろう。しかしそれだからといって、大兄を王位繼承にかかる制度的呼称とみると、つまり皇太子（太子）制に先行する制度として「大兄制」なるものが存在したとみると、も正しくないと思われる。

すでに「大兄制」否定論者によつて指摘されているとおりであるが、まずこれらの大兄は、名（通称）の一部、または通称そのものとして用いられているのであり、「皇太子」・「太子」・「東宮」といった公的地位・身分を示す語とは、異なつた性格の語であることが明らかである。『日本書紀』に、「勾大兄……宜処_三春宮」（繼体七年十二月戊子条）、
「立_二中大兄、為_三皇太子」（皇極四年六月庚戌条）、「以_二中大兄、
為_三皇太子」（孝德即位前紀）など、大兄を皇太子に立てたとする記述がみえることは、この点を端的に示すものとい

えよう。

また、大兄が王位繼承者を指す制度的呼称であつたならば、欽明・舒明・厩戸皇子なども（これらはいずれも長子）、大兄を称していてよいと思われる。大兄を称する七例中、実際に即位したのが三例にすぎないことも、それが制度と呼べるようなものではなかつたことを示していよう。

さらに、大兄が王位繼承者という重要な地位を示す呼称であつたとすると、七世紀末の段階において、早くも王族以外の人物にその呼称が用いられるというのも、不自然ではなかろうか。この疑問は、王族中最後の大兄である中大兄の呼称が用いられていた時期と、表①⁽¹⁸⁾の刀羅古首が大兄と称された時期⁽¹⁸⁾、(19)の秦大兄が大兄と名付けられた時期⁽¹⁹⁾、とが重なつていなかつたとしても、解消される疑問ではない。なお⁽²³⁾の大兄彦君の例は、先に述べたとおり、六世紀段階において王族以外にも大兄が用いられた可能性を示すものとして、参考にするべきであろう。

そしてまた、大兄を王位繼承者を指す制度的呼称とした場合、『日本書紀』にみえるこの時期の「皇太子」との関係も、重要な問題となる。『日本書紀』によればこの時期の「皇太子」は、勾大兄皇子・渟中倉太珠敷尊・厩戸皇子・

中大兄皇子の四例であるが、そのうちの一例（厩戸の場合も長子でもある）は、大兄と称されてはいないのである。『日本書紀』の立太子記事を否定してしまえばそれまであるが、この時期の立太子記事が簡単に否定できないことは、直木孝次郎氏の説かれたとおりであろう。筆者も別稿で述べたとおり、この時期には、一人のヒツギノミコを立てるということ自体は行われたとみてよく、『隋書』倭国伝に「名太子、為利歌弥多弗利」とあるのは、そのことを示すと考えている。つまり当時は、大兄の呼称とは別に、「利（和）歌弥多弗利」という王位繼承者を指す呼称が存在していたと考えられるのであり、『日本書紀』は、それを「皇太子」と記したとみられるのである。「皇太子」の表記は潤色であつても、記事内容まで否定するべきではあるまい。右にみた諸点からすれば、六・七世紀の王族にみられる大兄の呼称を、王位繼承者を指す制度的呼称、とする説の成立し難いことは、明らかであると思う。⁽²³⁾

それではこの時期の「大兄」は、長子という意味に加え

て、どのような意味をもつ呼称であったのであろうか。

この点に関して中村明藏氏は、王位繼承予定者を指す私的呼称であるとの説を示している。⁽²³⁾ 中村氏は、大兄は同時に複数存在したとされ、そのようなことが生じたのは、対立する勢力がそれぞれに大兄を立てたことと、大兄が公的な地位を示す呼称ではなかつたことによるとする。大兄が公的地位・身分を指す呼称でないことはそのとおりであろうが、はたして王位繼承予定者を指す私的呼称というものが存在し得たのか、疑問に思われる。氏自身も述べられているとおり、私的に用いられはじめた呼称であつたとしても、王位繼承予定者を指す呼称であるならば、それは私的呼称にとどまらない重要な意味をもつたはずである。とするならば、その重要な意味をもつた大兄が、王族以外の人物に対してもすぐりに用いられるようになるというのは、やはり不自然なことといわなければなるまい。また、対立する勢力がそれぞれ大兄を立てたとされるが、その場合、結果として大兄であつたことが否定されたはずの押坂彦人大兄・山背大兄・古人大兄らが、なにゆえそのまま『日本書紀』に大兄として伝えられているのか、その理由も説明される必要があろう。

一方、大兄を「宗主權」の繼承にかかわる、長子を意味する社会的通称」と定義された荒木敏夫氏は、六・七世紀の王族にみられる大兄については、母を同じくする「王族内の単位集団」の代表者（多くは長子）を意味する呼称であるとされている。⁽²⁴⁾ しかしすでに小林敏男氏が疑問を示されているとおり、そうした単位集団の長が大兄と呼ばれたのであれば、もつと多くの大兄の呼称が伝えられていてもよさそうである。荒木氏は、右の単位集団の物質的基礎が「皇子宮」であるとされるが、「皇子宮」の存在が史料的に確認される厩戸皇子や泊瀬王⁽²⁵⁾は、大兄と称されてはいないのである。氏によれば、これらの長子も大兄であり、同じく「皇子宮」の存在の知られる穴穂部皇子⁽²⁶⁾も大兄であつたとされるが、大兄の呼称が伝えられていない長子や、長子ではない穴穂部皇子（記紀とも、欽明と小姉君との三男と伝える）を大兄としなければならないところに、荒木説の問題点があると思う。こうした荒木氏の理解は、『將門記』や『中右記』の「大兄」に対する氏の解釈と結びついているのであるが、その点にも疑問があることは先に述べたとおりである。

また、荒木説に疑問を示された小林敏男氏は、大兄は大

王の輔政者としての地位・身分にあった長子の呼称であり、中大兄が「皇太子」に立てられたことにより、それまでの大兄制が廃止され、大兄の輔政的要素と皇嗣（ヒツギノミコ）の要素とをあわせもつた皇太子制が成立したとされる。⁽³⁰⁾

しかしこの小林説に対しても、大兄は公的地位・身分を示す呼称ではないという批判があてはまるであろう。田中氏は、「男大迹天皇、立_三大兄為_三天皇」（安閑即位前紀）という記事に着目され、勾大兄が単に「大兄」と表記されるのは、大兄が一定の地位・身分を示す呼称であったからとされるが、この「大兄」は、単に「勾大兄皇子」を略記したものにすぎないと思われる。ほかに用例があれば別であるが、この一例をもって、大兄を公的地位・身分を示す呼称とするのは疑問であろう。

このように、大兄に長子以上の意味を見出そうとする説は、いずれも疑問点を含むものといえるのである。そもそも、王位繼承にかかる制度的呼称とする説も含めて、大兄の意味をめぐって多くの説が提示されていること自体、この時期の大兄を称する王族にのみ共通してみとめられる、明確な性格の見出し難いことを示しているといえよう。王位繼承（候補）者、母を同じくする「王族内の単位集団」

の代表者、大王の輔政者、いずれの説をとっても、それは大兄を称する王族にのみ共通する性格とはいひ難いのである。

そこで考えられることは、この明確な独自の共通点が見出し難いという点にこそ、この時期の大兄の意味が示されているのではないかということである。田中嗣人氏は、大兄を「単なる長子を意味する敬称」と定義しているが、この「敬称」という点を強調した上で、田中氏の説を妥当としたい。水野祐氏もまた、大兄は信望・衆望のあつまる皇子（長子）に対し、自然に与えられたところの尊称であると述べられている。⁽³¹⁾

大兄は、単なる長子を意味する呼称にすぎないのでなく、敬称・尊称であったがゆえに、長子のうちの有力なもののみが大兄と称されたのであり、同時に単なる敬称・尊称であつたがゆえに、有力な長子のすべてが大兄と称されたのでもなければ、大兄を称する長子にのみ共通する性格も見出せない、ということではなかろうか。

ただし、大兄を右のように解しただけでは、王族内における大兄の呼称が、なにゆえ勾大兄にはじまり中大兄をもつて終わるのかの説明にはならない。大兄が単なる敬称・

尊称と考えられることからすれば、その出現や消滅の理由を、政治的契機にのみ求める必要はないであろうが、用いられた時期の限られている点は、説明されなければならぬであろう。⁽³³⁾

大兄の出現については、それが長子に対する敬称・尊称である以上、その背後に、長子を次子以下よりも重んずる考えの存在したことが明らかである。そしてこうした考えが生ずるのは、やはり井上光貞氏のいわれた「長子相続的な觀念」⁽³⁴⁾の成立・導入とかかわっていると思われる。もちろんこの場合、「長子相続的な觀念」が社会的通念として広く存在していることを必要とするものではない。大兄が勾大兄にはじまるることは、必ずしもこの時期にはじめて「長子相続的な觀念」が成立したことを示すものではなく、また大兄の呼称の出現が、すぐさま王位繼承における長子相続の開始を意味するのでもないが、両者の関係は否定されべきではあるまい。荒木氏が大兄を「宗主權」の継承にかかる長子の呼称とされた点は、この意味において支持されてよいと思う。

一方、大兄が中大兄をもつて終わる理由については、これを行右の「長子相続的な觀念」の消滅に求めることはでき

ない。その後も大兄は、長子を意味する語として、王族（皇族）以外にも広く用いられていくのであり、その中には『將門記』の「大兄之介」のように、宗主權の継承者の意味を含む用例もみられるのである。むしろ、「長子相続的な觀念」は、王族以外にも広がつていつたというべきであろう。

大兄が敬称・尊称として用いられはじめたとすれば、それが王族内の長子の呼称としてみえなくなることに、特別な理由はなかつたということもできようが、現在のところ筆者は、それは天武十四年に王族の冠位が定められたことと関係するのではないかと考えている。つまり、中大兄の次の世代以降の王族（皇族）は、位階によってその序列が定められているのであり、一部の長子に大兄という敬称・尊称を付すことは、この制度になじまないために、自然に行われなくなつたと考えるのである。

以上、大兄についての私見を述べてきたが、六・七世紀の王族にみられる大兄は、一部の長子に対しても用いられた敬称・尊称であり、王位繼承にかかる制度的呼称ではないが、それが用いられた背後には「長子相続的な觀念」の存在したことが考えられる、というのが本稿での結論である。本稿は、当時の王權・王統について論ずる際の、筆者

としての基礎作業であり、別稿にあわせて御笑覧いただければ幸いである。

〔注〕

(1)

井上光貞「古代の皇太子」(同『日本古代国家の研究』岩波書店、一九六五年、所収)。

(2)

大兄の訓みについては、荒木敏夫「日本古代の皇太子」(吉川弘文館、一九八五年)に妥当な論が展開されている。なお本間満氏は、大兄はオホヒネと訓むべきであるとされ、

オホヒネの「ヒ」は日の神の「ヒ」ではないかとされるが、

その具体的論拠は示されていない。ただ本間氏も、大兄が

長子を意味する語であることを否定しているのではなく、本間満「大兄の制に關する基礎的考察」(『史叢』二五)、

同「大兄の制の一考察」(『ヒストリア』一〇六)。

(3) 諸橋轍次「大漢和辞典」大兄(タイケイ)の項。荒木敏

夫、注(2)書。寺西貞弘「古代天皇制史論」(創元社、一

九八八年)、等参照。

(4) 拙稿「六・七世紀の王権と王統」(『日本歴史』五一九)。以下、別稿という場合、すべてこの拙稿を指す。

(5) 河内祥輔「古代政治史における天皇制の論理」(吉川弘文館、一九八六年)。

(6) 荒木敏夫「書評——門脇頼一著『大化革新論』——」(『歴史学研究』三六三)。佐伯有清「新撰姓氏錄の研究」(『歴史学研究』三六三)。佐伯有清「新撰姓氏錄の研究」(『歴史学研究』三六三)。佐伯有清「新撰姓氏錄の研究」(『歴史学研究』三六三)。

〔考証篇第五(吉川弘文館、一九八三年)、等参照。〕

(7)

直木孝次郎「厩戸皇子の立太子について」(同『飛鳥奈

(8)

良時代の研究』塙書房、一九七五年、所収)。

(9)

拙稿「国造本紀」の国造系譜(『国立歴史民俗博物館研究報告』四四、掲載予定)、参照。

(10)

荒木敏夫、注(2)書。

(11)

寺西貞弘、注(3)書。

(12)

(1)の日子人之大兄王は第二子と伝えられるが、これが大

兄の実例とみなせないことは先にみたとおりである。

(13)

大平聰「日本古代王権繼承試論」(『歴史評論』四二九)。

(14)

ここで押坂彦人大兄が「太子」とされているのは、母の

広姫が「皇后」とされるのと同様、天智・天武の王統の正当性を主張するための、『日本書紀』編者の潤色であろう。

河内祥輔、注(5)書。荻原千鶴「女鳥王物語と春日氏后妃傳承の定着」(青木和夫先生還暦記念会編『日本古代の政

治と文化』吉川弘文館、一九八七年)、等参照。

(15) 荒木敏夫、注(2)書、にこの指摘がある。

(16) 「大兄制」を肯定する論者は多いが、井上光貞・直木孝

次郎氏らは、大兄は同時に複数存在し得たとされ（井上光

貞、注(1)論文。直木孝次郎、注(7)論文）、門脇楨二・

井出久美子氏らは、一時期に一人の大兄が立てられたとさ

れる（門脇楨二『大化革新』論）徳間書店、一九六九年。

井出久美子「『大兄制』の史的考察」『日本史研究』一〇九。

(17) 荒木敏夫、注(2)書。田中嗣人「聖德太子信仰の成立」

(吉川弘文館、一九八三年)。寺西貞弘、注(3)書。水野祐

「欽明王朝論批判序説」（東アジアの古代文化）八。小林

敏男『古代女帝の時代』（校倉書房、一九八七年）、等参照。

なお小林敏男氏の場合は、後述のとおり、大王の輔政者としての「大兄制」が存在したとされる。

(18) 「其大兄刀羅古首」と記す船王後墓誌の製作年代について

て、東野治之氏は、天武朝末年以降、八世紀初頭以前とさ

れている。東野治之「解説——船王後墓誌」（奈良国立文

化財研究所飛鳥資料館編『日本古代の墓誌』同朋舎、一九

七九年)。

(19) 秦大兄は、文武二年（六九八）に香登臣を賜姓されており、この時には成年に達していたと推定される。

(20) 直木孝次郎、注(7)論文。なお最近、吉村武彦氏は、大兄と「皇太子」の関係について、「大兄制」を肯定された

上で、王位の世代間継承に際して、実子である大兄以外の人物を後継者にする場合に「皇太子」が立てられた、との説を示している。吉村武彦『日本の歴史③、古代王権の展開』（集英社、一九九一年）。この場合、氏自身も述べられているとおり、勾大兄の立太子記事は、『日本書紀』編者の潤色として否定されることになる。

(21) 「利（和）歌弥多弗利」は難解であるが、ワカミトホリ若御統II若き御血統にある方」という倭語を表わしたとする

説（渡辺三男「隋書倭国伝の日本語比定」『駒沢国文』五）が妥当であろう。なお、「和歌弥多弗利」が當時国内でどのように表記されていたかは不明であるが、すでに「太子」と表記されていた可能性はあると思う。

(22) なおつけ加えておくならば、門脇楨二氏は、大兄を王位繼承上の制度的呼称とするならば、同時に複数の大兄が存在し得たとするのは論理的にも自家撞着であるとされ、井上光貞・直木孝次郎氏の説を批判されたのであるが（門脇楨二、注(16)書）、この指摘はもつともなものであるといえよう。しかし一方では、寺西貞弘氏の強調されるように、中大兄という呼称がみえること自体、大兄の同時複数存在を明瞭に示すものであり（寺西貞弘、注(3)書）、こうし

た点からも、大兄を王位継承上の制度的呼称とみることの

無理が判断されるであろう。

- (23) 中村明蔵「大兄の創始とその意義」（『日本史研究』一二一）。

- (24) 荒木敏夫、注(6)論文。

- (25) 荒木敏夫、注(2)書。

- (26) 小林敏男、注(17)書。

- (27) 鎌戸皇子の「皇子宮」はいうまでもなく斑鳩宮であり、泊瀬王については『日本書紀』舒明即位前紀に「泊瀬王宮」

がみえる。

- (28) 『日本書紀』崇峻即位前紀に「穴穂部皇子宮」がみえる。

(29) ただし、『日本書紀』欽明二年三月条の分注に引かれる二つの一書のうちの一方には、二男と伝えられている。いずれにせよ長子でなかつたことは確かであろう。

- (30) 小林敏男、注(17)書。

- (31) 田中嗣人、注(17)書。

- (32) 水野祐、注(17)論文。

(33) なお、勾大兄から中大兄までの大兄の呼称について、それぞれ当時において実際に用いられた呼称ではなく、『日本書紀』の編纂段階にまとめてつけられたもの、との見方もあるかもしれない。しかし、本稿でみてきた「大兄」の用いられ方（長子のうちの有力なものの一部に対する用い

られ、その大兄にのみ共通する明確な性格は見出せない）からして、『日本書紀』編者が、一定の基準・方針をもつて大兄の潤色をほどこした、というようなことは考え難い。

- (34) 井上光貞、注(1)論文。